等支給額（その所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（同項第一号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）に対する給与等（同項第二号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。）の支給額（同項第三号に規定する支給額をいう。以下この条において同じ。）をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額

二　連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の六第三項第四号イの連結事業年度に該当しない事業年度の月数が同号イの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前一年以内に終了した連結事業年度。イにおいて「事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該連結事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該事業年度が六月以上である場合　当該事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額

第三十九条の四十七第六項を次のように改める。

6　法第六十八条の十五の六第三項第四号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の六第三項第四号ロの前連結事業年度の月数が同号ロの適用年度の月数を超える場合　当該前連結事業年度に係る給与等支給額（その連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。）に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前連結事業年度の月数で除して計算した金額

二　連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の六第三項第四号ロの前連結事業年度の月数が同号ロの適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該前連結事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。イにおいて同じ。）以内に終了した各連結事業年度（当該前連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。イにおいて「前一年連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額（当該事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前一年連結事業年度等の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該前連結事業年度が六月以上である場合　当該前連結事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前連結事業年度の月数で除して計算した金額

第三十九条の四十七第七項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第六十八条の十五の六第一項」の下に「又は第二項」を加え、「適用年度における」を「その適用を受けようとする連結事業年度（以下第十二項までにおいて「適用年度」という。）の」に、「同条第二項第六号」を「同条第三項第四号」に、「（次項」を「（第九項」に、「計算に」を「計算における同号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。第九項において「前連結事業年度等」という。）の月数とが異なる場合には、第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は前項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）に」に、「規定する調整対象前年度」を「規定する調整対象年度」に、「給与等支給額は」を「給与等支給額（連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（連結事業年度に該当しない事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）は」に改め、同項第一号中「（当該合併により設立したものを除く。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、「適用年度開始」を「基準日から当該適用年度開始」に、「を含む連結事業年度（当該前日」を「までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日」に、「、当該事業年度とし、当該合併法人が当該適用年度開始の日においてその設立の日（法第四十二条の五第三項第一号に規定する設立の日をいう。以下第十三項までにおいて同じ。）の翌日以後一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）を経過していない連結親法人又はその連結子法人（次号及び第九項第二号においてそれぞれ「未経過連結親法人」又は「未経過連結子法人」という。）に該当する場合には基準日から当該合併法人の設立の日の前日までの期間を当該合併法人の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む」に、「「調整対象前年度」を「「調整対象年度」に、「次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る給与等支給額とする」を「当該各調整対象年度ごとに当該合併法人の当該各調整対象年度に係る給与等支給額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「適用年度」を「基準日から適用年度」に、「を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）」を「までの期間内」に、「当該調整対象前年度については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る給与等支給額とする」を「基準日から当該合併の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該合併法人が未経過連結親法人又は未経過連結子法人に該当する場合には基準日から当該合併法人の設立の日の前日までの期間を当該合併法人の連結事業年度とみなした場合における当該連結事業年度を含む。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人の当該各調整対象年度に係る給与等支給額に当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額を加算する」に改め、同号イ及びロ並びに同項第三号を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前項に規定する月別給与等支給額とは、その合併に係る被合併法人の各連結事業年度（当該合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度。以下この項において「連結事業年度等」という。）に係る給与等支給額をそれぞれ当該各連結事業年度等の月数で除して計算した金額を当該各連結事業年度等に含まれる月に係るものとみなしたものをいう。

第三十九条の四十七第十三項中「第六十八条の十五の六第一項」の下に「又は第二項」を加え、「分割法人等又は分割承継法人等」を「分割法人等（分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」に、「若しくはロ又は第三号」を「又はロ」に、「適用年度における」を「適用年度の」に、「計算に」を「計算における法第六十八条の十五の六第三項第四号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と前連結事業年度等の月数とが異なる場合には、第五項第一号若しくは第二号イ若しくはロ又は第六項第一号若しくは第二号イ若しくはロの給与等支給額）に」に、「調整対象前年度に係る給与等支給額は」を「調整対象年度に係る給与等支給額（連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）をいう。以下この条において同じ。）は」に、「金額とする」を「ところによる」に改め、同項第一号中「調整対象前年度ごとに」を「各調整対象年度ごとに」に、「調整対象前年度に係る給与等支給額」に、「控除した金額」を「控除する。」に改め、同号イ中「又は現物分配」を「又は法